

# 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-68(政策14-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保〔政策14. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施					
達成すべき目標	早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	85,941	123,145	87,557	82,559
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)	43,814	117,259	79,701			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第177国会 衆議院内閣委員会大臣所信挨拶(平成23年2月23日) 「新しい公益法人制度については、公益認定等の早期申請を促すとともに、公益認定等委員会と協力しながら、柔軟かつ迅速な審査を実施し、「民による公益」の担い手となる法人を積極的に世の中に送り出すよう努めてまいります。」					

測定指標	1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	70	319	859	1,775	2,000件
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	2,000	—
	1ヶ月における諮問数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	2ヶ月達成	6ヶ月達成	5ヶ月達成	1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする	—
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	0%	0%	0%	1%以下
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	1%以下	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、2,000件の目標に対して、その約89%にあたる1,775件(平成22年度は859件)の申請を受け付けるとともに、審査においては、柔軟かつ迅速な審査を進め、目標を達成できた月は5ヶ月であったが、全体としては、平成24年4月1日登記を希望した1,273法人(法人の事情により間に合わなかった約40法人を除く)を含む1,622法人の処分を行うことができたことから、新制度への円滑な移行について概ね目標を達成できたと言える。また、移行した法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認等を行い、結果として不利益処分を課す法人はなかったことから、適切な監督の実施を実現できたと言える。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 平成23年度末時点において、2,748法人(平成23年度は1,685法人)からの申請を受け付け、2,490法人の審査を終えている。内閣府で実施した国所管特例民法法人に対するアンケート調査によると特例民法法人6,625法人のうち約4,400法人が内閣府に申請する見込みであることから、すでに約63%の法人から申請を受け付け、約57%の審査を終えたこととなり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して一定の成果があったと言えるが、平成24年度についても、平成23年度と同程度の申請を受け付けることが予想されるため、引き続き申請から4ヶ月を目標に柔軟かつ迅速な審査を進める必要がある。</p> <p>また、平成23年度において監督対象となる約900法人について、不利益処分を課すような事例はなかったが、平成23年度には新たに約1,600法人が設立されたことから、適時・適切な監督を実現するため、効率的な取組みを検討する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度にも平成23年度と同程度の申請が予想されることから、引き続き各種相談会の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質を確保されるよう取り組むとともに、平成24年度中には、平成25年11月末までの移行期間が1年を切ることから、各法人が期間内に確実に申請し、移行できるよう未申請法人に直接申請を働きかけるなど申請の促進を進め、新制度への円滑な移行を実現する。</p> <p>また、平成24年度は、引き続き審査が集中することに加え、監督の対象となる法人が昨年度にくらべ約3倍となることから、審査及び監督にかかる事務の停滞を招かないよう事務の効率化に取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	総務課長 清水正博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------------------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-69(政策14-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整〔政策14. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,230	5,715	1,308	975
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)	733	913	825			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第179回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、柔軟かつ迅速な審査を実施するとともに早期の移行申請等を促し、公益法人の「民による公益活動」をより国民に知っていただけるよう情報発信の充実に努める旨発言					

測定指標	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の確かな実施及び公表による指導監督の徹底	—	—	—	—	—	「特例民法法人の概況調査」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を満たしていない法人数が1066法人に減少	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成21年12月1日から平成22年12月1日の間で、「特例民法法人に関する年次報告」で、把握することができる限りにおいて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一親族理事又は特定企業関係者理事が理事に占める割合が1/3超、</li> <li>・同一業界関係者理事が理事に占める割合1/2超、</li> <li>・収益事業支出が総支出に占める割合が50%超、</li> <li>・内部留保の水準が30%超</li> </ul> <p>の指導監督基準に違反する可能性のある法人は一年間で、1066法人(重複あり)に減少している。 (ただし、上記の条件に該当するとしても、直ちに指導監督の対象となるとは限らない)</p>
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b> 平成21年12月1日から平成22年12月1日の一年間で指導監督基準に違反する可能性のある法人は1066法人に減少しており、一定の効果があったものとする。また、平成23年度「特例民法法人に関する年次報告」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の決定・申合せに適合しない法人が散見されたことから、「特例民法法人に対する指導監督の徹底について」(平成23年10月20日公益法人行政担当室発出)により、内閣府から各所管府省に、上記基準や申合せ等に適合させるよう速やかに指導監督するよう要請を行ったところであり、今後、各主務官庁における指導監督が適切に行われていくものと予想される。</p> <p><b>【今後の方向性】</b> 平成24年度には、新公益法人へ移行する法人が多くなることが予想されることから、各主務官庁による指導監督の対象となる法人数も減少することになるが、平成24年度特例民法法人の年次報告においては、特例民法法人に対する指導監督の追跡調査も行っており、現状の適切な把握に努めるとともに、必要に応じて、指導監督の要請を行っていく予定。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度特例民法法人に関する年次報告
---------------------------	----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	総務課長 清水正博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------------------	--------	-----------	----------	---------